

令和6年度人権尊重の社会づくり 啓発活動支援補助金

人権尊重の社会づくりを目指し、人権啓発活動を行う
団体の様々な取組を支援します。

上限10万円(事業費の1/2)

★このたび、実施期間、申請方式、補助対象事業の緩和(対談やシンポジウム方式除外)等、皆さんが活用しやすいよう、若干変更しました。

申請受付期間

令和6年4月1日～令和7年2月20日
(※予算額に達した時点で終了です。)

申請の時期

事業(イベント等)が開始する20日前迄に申請してください。



補助金の概要

補助対象
事業

人権尊重の社会づくりを目的として行う人権啓発活動で、以下の(1)～(3)の条件をすべて満たすもの

- (1)具体的な人権課題に対し、県民が正しい認識や理解を深めること又は法の下での平等や個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を学ぶことを目的としたもの
(※具体的な人権課題については裏面の別表参照)
- (2)人権課題に関する講演、演劇、演奏、映画等
- (3)県民向けに広く参加者を募るもの



対象者

県内に活動の本拠を置く団体等

※本補助金による支援が過去3回以上ある営利団体は除く。

補助対象
経費

事業実施に必要な経費

(講師の謝金及び旅費、会場使用料、印刷費(ポスター・チラシ)等)

補助率

1/2

補助
限度額

10万円(※概ね3団体)

応募方法

「鳥取県人権尊重の社会づくり啓発活動支援補助金」に基づく申請書、事業計画書、収支予算書等を人権・同和対策課に持参、郵送、メール送付のいずれかで提出してください。 ※詳細は補助金交付要綱をご覧ください。

補助金交付要綱及び様式のダウンロード

⇒ <http://www.pref.tottori.lg.jp/jinken>

(別表)「具体的な人権課題」の例示

<p>鳥取県人権施策基本方針における分野別の人権課題</p>	<ul style="list-style-type: none">• SDGsにおける人権• ビジネスと人権• デジタル社会における人権• 個人情報の保護と人権• ユニバーサルデザインの推進• 同和問題（部落差別）• 男女共同参画に関する人権• 障がいのある人の人権• 子どもの人権• 高齢者の人権• 外国人の人権• 感染症等病気に関わる人の人権• 刑を終えて出所した人の人権• 犯罪被害者等の人権• 性的マイノリティの人権• 生活困難者の人権• 北朝鮮当局によって拉致された被害者等• 災害被害者等の人権• アイヌの人々• ひきこもり状態にある人の人権
--------------------------------	---

※あくまで例示であり、これらに限定するものではありません。

※戦争に関連するものは、現在、直面する人権課題といえないため対象外となります。